

新しい生涯教育（認定管理栄養士・認定栄養士） 制度が始まって一年が経過しました。

新しい生涯教育が始まって一年が経過しました。

一昨年までの受動的な生涯学習から、能動的で自らの業務に適する研修をめざす生涯職能開発を目指しています。生涯職能開発では管理栄養士・栄養士としての知識・技術・倫理の面で研修を積み、国民のために役立てる能力を身につけることを目標にします。新しい生涯教育では、どの分野の管理栄養士・栄養士にも必要な知識や技術取得のための「基本研修プログラム」に力点を置き、各職域のための「分野別実務研修プログラム」をプラスする形で構成され、各職域に通用する内容であるように工夫されております。

また継続的な自己研鑽を目指すものでなければなりませんので、キャリアを支援するためにスキルの到達度に応じた認定制度が設けられているのも新しい生涯教育の特徴の一つです。平成28年3月に第1回の認定管理栄養士の試験が実施される予定です。

そして特定分野管理栄養士・栄養士（特定分野の専門性の認定）としまして、現在のところ「特定保健指導管理栄養士」「静脈経腸栄養管理栄養士」「在宅訪問管理栄養士」「公認スポーツ栄養士」を日本栄養士会が認めております。

いまや他の職能団体でも専門性に重きを置いた認定制度を進めておりますが、管理栄養士・栄養士もこの流れに乗らなければ社会から取り残されるだけではなく、消滅する可能性すら予測されます。管理栄養士・栄養士の職能を発展向上するために会員一人一人の力が必要です。是非ともあなたも新しい生涯教育に参加して府民・国民に貢献できる管理栄養士・栄養士になりましょう。

（文責 研教 前田浩史）

生涯教育について

認定申請手続き（業務支援システム可動により若干変更があります。）

1 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定審査の申請

認定審査の申請は、各都道府県栄養士会へ必要書類をそろえ、認定審査料（所定の銀行口座へ振り込む）をそえて、決められた期間に申請します。認定審査に必要な要件がそろっていれば、認定試験を受けることができます。

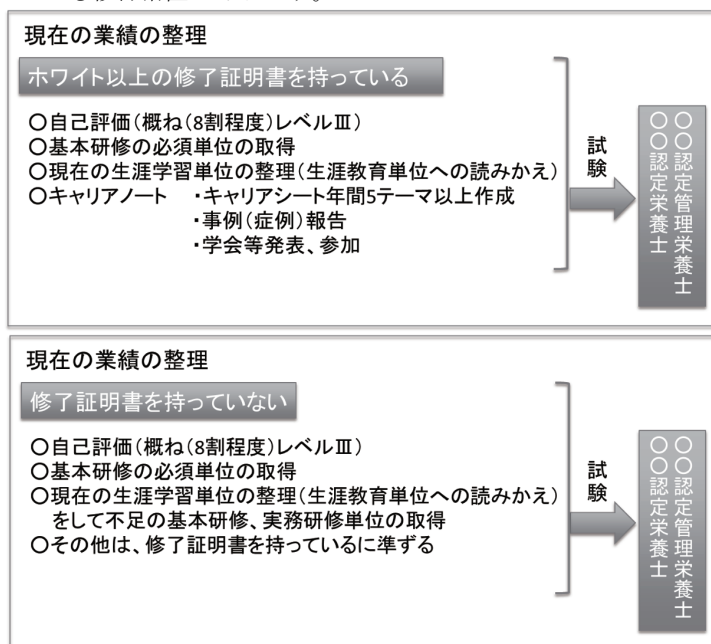
「認定管理栄養士、認定栄養士」の認定審査および認定試験は年1回実施します。試験日時、会場、認定申請方法等の詳細については、日本栄養士会機関誌（「日本栄養士会雑誌」）や日本栄養士会ホームページに掲載します。

<認定審査申請に必要な書類>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定審査申請書（様式 A-1（p.112））<ul style="list-style-type: none">・ 日本栄養士会会員番号（日本栄養士会会員の場合）・ 履歴の記入（実務経験 5 年以上）2) 自己評価表：到達目標が概ねレベルⅢ（該当項目を単独で実践できるレベル）3) 自己研鑽の記録：キャリアシート 5 テーマ/年以上、5 年分4) 基幹教育：基本研修 30 単位以上（必須 20 単位含む）および実務研修 30 単位以上（臨床栄養は 40 単位）の取得の記録<ul style="list-style-type: none">* 実務研修のうち、他団体の研修会は 5 単位（臨床栄養分野は 10 単位）を上限とする5) 専門領域の「栄養の指導」に関するテーマの事例報告・レポートなど6) 専門領域の「栄養の指導」に関する学会（地方会、全国レベルの研究会なども含める）発表 1 回以上（抄録・講演要旨のコピー）、学会参加 3 回以上（参加証（原本）と定型料金分の切手貼付返信用封筒） |
|--|

2 生涯学習単位の移行措置

平成 21～25 年度に実施した生涯学習を受講し、単位を取得している会員は、移行措置期間（平成 26 年度から 28 年度まで）の間に、今まで取得した単位を新しい生涯教育の単位に振り替えて、申請することができます。また、実務経験が 15 年以上ある会員で、平成 21～25 年度に実施した生涯学習を受けていない会員についても移行措置があります。



3 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定申請

認定試験に合格すると、合格証が送付されます。認定申請書類へ合格証のコピーと認定料（または、銀行振り込みのコピー）を添えて、所属都道府県栄養士会へ申請します。

<認定審査申請に必要な書類>

- 1 ホワイト以上の修了書（平成 21 年度以降の修了書）を持っている会員
（震災県の方は平成 20 年度以降）
 - 1) 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定審査申請書（様式 A-1 (p.112)）
 - 2) ホワイトの修了証明書のコピー
 - 3) 自己評価：到達目標概ねレベルⅢ（該当項目を単独で実践できる）
 - 4) 自己研鑽：キャリアシートの作成 5 テーマ/年以上
 - 5) 基本研修の必須単位（20 単位）の取得の記録
 - 6) 専門領域の「**栄養の指導**」に関するテーマの事例報告・レポートの提出
 - 7) 専門領域の「**栄養の指導**」に関する学会発表の抄録（地方会、全国レベルの研究会なども含める）講演要旨のコピー（1 回以上発表者）、学会参加 3 回以上（参加証（原本）と定型料金分の切手貼付返信用封筒）
- 2 生涯学習単位を取得している（修了書は持っていない）会員
 - 1) 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定審査申請書（様式 A-1 (p.112)）
実務経験 5 年以上（履歴記載のこと）
 - 2) 自己評価：到達目標概ねレベルⅢ（該当項目を単独で実践できる）
 - 3) 自己研鑽：キャリアシートの作成 5 テーマ/年以上
 - 4) 基幹教育：60 単位以上
基本研修必須 20 単位の取得の記録
基本研修 30 単位、実務研修 30 単位以上（臨床栄養分野は 40 単位）のうち、必須単位を除く基幹教育単位の中に、現在取得している単位を移行する。ただし、どの項目の単位であるかは、各々自分で判断する。（生涯教育単位の取得の記録として生涯学習手帳など証明書類）

* 実務研修のうち、他団体の研修会は 5 単位（臨床栄養分野は 10 単位）を上限とする

- 5) 専門領域の「**栄養の指導**」に関するテーマの事例報告・レポートなどの提出
- 6) 専門領域の「**栄養の指導**」に関する学会等（地方会、研究会も含める）での発表 1 回以上、学会参加 3 回以上

3 実務経験 15 年以上で、過去 5 年間（平成 21 年度以降）の生涯学習単位がない会員
（震災県の方は平成 20 年度以降）

- 1) 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定審査申請書（様式 A-1（p.112））
管理栄養士・栄養士の免許を有していること。
実務経験 15 年以上（履歴記載のこと）
- 1) 基幹教育：60 単位以上
 - ・基幹教育および自己研鑽による単位（基本研修及び実務研修合計で 30 単位以上（基本研修必須 20 単位を含む）
 - * 実務研修のうち、他団体の研修会は 5 単位（臨床栄養分野は 10 単位）を上限とする
 - ・自己研鑽による単位：20 単位以上
 - <単位の換算方法>
 - ・講演会・研修会の講師（プログラム・委嘱状のコピー）：1 科目 5 単位
 - ・大学での非常勤講師（本務者は除く）（シラバスのコピー）：1 科目 5 単位
 - ・シンポジスト・パネリスト：5 単位
 - ・執筆：学術論文；筆頭 10 単位・共著 5 単位、機関誌、本、雑誌など；筆頭 5 単位・共著 1 単位（コピーの提出）
- 3) 自己評価：専門分野の到達目標概ねレベルⅢ（該当項目を単独で実践できる）
- 4) 自己研鑽：キャリアシートの作成 5 テーマ/年以上
- 5) 専門領域の「**栄養の指導**」に関するテーマの事例報告・レポートなどの提出
- 6) 専門領域の「**栄養の指導**」に関する学会等（地方会、研究会も含める）での発表 1 回以上、学会参加 3 回以上、ただし、発表については過去 10 年間の業績も可とする。

4 「認定管理栄養士、認定栄養士」更新申請

- ◎ 「認定管理栄養士、認定栄養士」認定更新申請書（様式 A-3（p.114））
- 1) 基幹教育および自己研鑽による単位：60 単位以上（臨床栄養分野 70 単位以上）
基幹教育（基本研修、実務研修）：30 単位以上
- * 実務研修のうち、他団体の研修会は 5 単位（臨床栄養分野は 10 単位）を上限とする
自己研鑽による単位：20 単位以上（うち、学会参加 3 回以上、臨床栄養 5 回以上）
- <単位の換算方法>
 - ・学会参加（参加証の原本）：2 単位
 - ・学会・研究会での発表（抄録コピー）：連名；2 単位、発表者；5 単位
 - ・講演会・研修会の講師（プログラム・委嘱状のコピー）：1 科目 5 単位
 - ・大学での非常勤講師（本務者は除く）（シラバスのコピー）：1 科目 5 単位
 - ・シンポジスト・パネリスト：5 単位
 - ・執筆：学術論文；筆頭 10 単位・共著 5 単位、機関誌、本、雑誌など；筆頭 5 単位・共著 1 単位（コピーの提出）
 - ・事例報告（分野ごとの様式）：2 単位

キャリアシート（目標の設定と実践記録） 〈記入例〉

会員番号	氏名 日栄 ○子	職域 福祉（高齢者）	経験年数 5年
計画（テーマ）	個別対応食の見直し		
研修会名	管理栄養士・栄養士研修	研修会主催者	〇〇県栄養士会
受講形式と時間	講義と演習（グループ討議）	単位	2
研修会内容 （講師，研修形式など）	献立の評価と改善 講師：〇〇給食センター 〇〇 栄太先生		
研修の目的	他施設の個別対応食を参考に自施設での個別対応食を見直す。		
研修で学んだこと	食欲不振、味覚異常、倦怠感など様々な症状により食事量低下や栄養状態の低下を来し易い。喫食者ごとに、嗜好や症状に合わせた食事提供を行うために豊富に料理アイテムを揃えている施設があった。		
実践で活用できる内容	持ち込みが多かった料理を調査して、個別対応食に取り入れている施設があった。自施設でも持ち込み料理の調査を行い、併せて現行の個別対応食の提供実績を調べ、個別対応食を見直す。		

実践の記録（O J T : on the job training）

実践の場で効果があったこと	1か月間で訪問できた入所者25名について調査した。持ち込まれた料理から、好まれる料理の傾向が掴めた。持ち込まれた料理の中に現行の個別対応で提供可能な料理があったため、持ち込んだ理由を聞くと、「施設に対してわがままは言いにくい」との発言が聞かれた。希望があっても遠慮している者がいることがわかった。
実践事例	研修以前は、持ち込み料理の調査は行っていなかった。持ち込んでいた料理は、果物8名、コンビニのおにぎり6名、コンビニのから揚げや焼き鳥5名、洋菓子3名、家族が作った煮物2名、漬物2名、調理パン2名などだった（延べ数）。1か月間の現行の主な個別対応食の提供内容は、サンドイッチ35食、ラーメン28食、焼きそば23食、ちらし寿司18食、カレーライス17食、いなり寿司15食、お茶漬け15食だった。
これをふまえ、さらに学習すべき項目	味が濃い物、あっさりした物、習慣的に食べている物などを持ち込んでいた。現行の個別対応食は一方的な提供で、喫食者のニーズを十分考えていなかった。持ち込みが多かった料理を中心に個別対応食の種類を検討したいと考えているが、調理の手間を増やさないための工夫について検討が必要である。また、気がねせず、食事希望を申し出てもらえるよう、喫食者とのコミュニケーションを深める努力も必要である。
学習目標をすべて達成できなかった理由	現在、調査内容をまとめるにとどまり、栄養科内での検討や委託会社との交渉は行っていない。来年度から実施できるよう調理担当者とのコミュニケーションを図り、実施できるよう準備をすすめたい。